

お知らせ



国土交通省
中国運輸局自動車技術安全部管理課

7月豪雨災害により「被災者生活再建支援法の適用区域」で 自動車が被災したみなさまへ（お知らせ）

～生活が落ち着いてからの抹消登録で大丈夫！～

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

下記の※「被災者生活再建支援法の適用区域」で、適用日以降に自動車（二輪、被牽引車、0・9ナンバーは除く）が被災し廃車する場合は、永久抹消登録の日にかかわらず、自動車重量税は「被災適用日から」還付されます。（還付は、被災適用日から車検の有効期間までが1月以上ある場合で、月単位（1月未満は切り捨て）の金額になります。）

自動車が見つからない場合や、解体業者に引き渡せない場合も、罹災証明書等を添付し永久抹消登録をすることができます。（再登録することはできません）

生活が落ち着いてから、運輸支局等に、永久抹消登録申請と同時に被災自動車に係る自動車重量税還付申請を行ってください。（解体に出されて解体報告をうけた場合は、解体報告の翌日から15日以内に永久抹消登録を行ってください。ただし、車検証の使用者の住所又は使用の本拠の位置が★災害救助法適用地域である場合は、解体報告を受けても9月28日までに申請すればよいです。）

★災害救助法適用地域 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※「被災者生活再建支援法の適用区域」（平成30年7月17日16時現在）

中国運輸局管内では

- ・広島県、岡山県（県内全域）※適用日：7月5日
- ・島根県（1市1町、江津市、邑智郡川本町）※適用日：7月6日
- ・山口県（1市、岩国市）※適用日：7月6日

○最新適用地域は、内閣府ホームページをご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html

被災自動車に係る自動車重量税還付申請の必要書類（抹消登録書類は別途必要です。）

- ・「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書（自然災害用）」
（運輸支局等登録窓口にあります。また、下記国税局 HP からダウンロードできます。）
- ・罹災証明書又は被災証明書（本通が必要です。）（各自治体の発行したもの）
（被災自動車のナンバーが記載されたもの。自治体から発行されない場合は申立書。
罹災証明書等の発行手続きや発行期限等は、各自治体にお問い合わせください。）

○自動車重量税還付に関しては、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm>

- 自動車税、自動車取得税の災害による減免の内容、手続き方法、期限等については、各県税務課、県税事務所等自動車税担当課等にご相談下さい。
- 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済の還付等の手続きについては、加入保険会社、共済組合にお問い合わせください。

- 永久抹消登録申請の必要書類や自動車重量税還付申請の詳細は、運輸支局等の登録担当窓口におたずね下さい。
(登録番号か車台番号を確認して相談してください。)
(案内が流れたら、「037」でオペレータにつながります。)

広島運輸支局 050-5540-2068

福山自動車検査登録事務所 050-5540-2069

鳥取運輸支局 050-5540-2170

島根運輸支局 050-5540-2071

岡山運輸支局 050-5540-2072

山口運輸支局 050-5540-2073